

四日市都市計画地区計画の変更（四日市市決定）

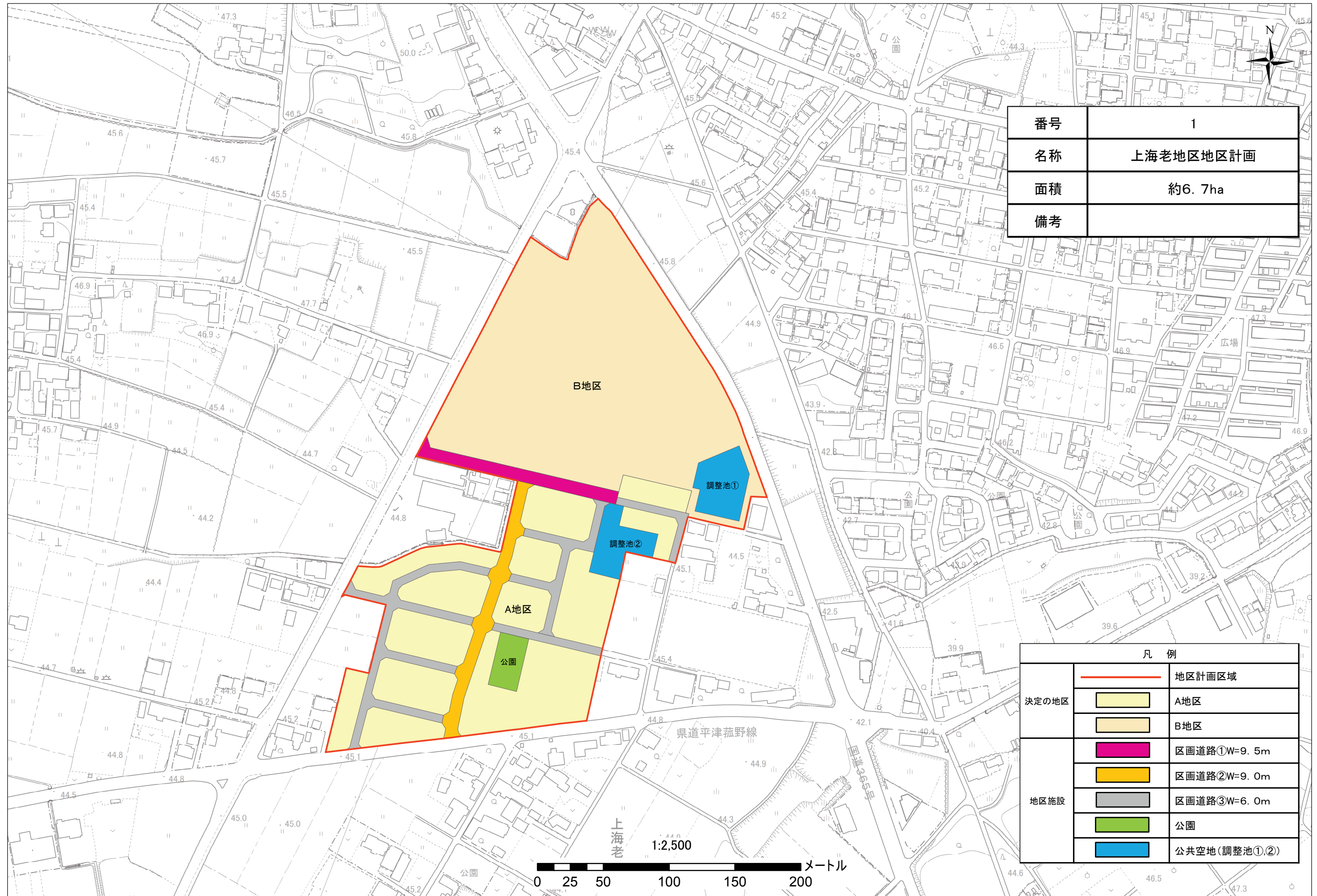
都市計画上海老地区地区計画を次のように決定する。

名 称		上海老地区地区計画				
位 置		四日市市上海老町地内				
面 積		約 6.7ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、四日市市の中心部より北西に 9kmほどに位置し、東側を国道 365 号、西側を県道上海老高角線、南側を県道平津菰野線に囲まれ、周辺には既存集落や住宅団地が存在するとともに、豊かな農地が広がる自然環境に恵まれた市街化調整区域である。</p> <p>本地区を含む周辺地域では、経年とともに、高齢化や人口減少が進行し、商業施設も撤退するなど、集落の衰退や農業の担い手不足による農地の遊休化や荒廃が懸念されている。</p> <p>そこで、周辺の既存集落等の維持及び活性化のため、一定の新規居住者の受け入れを誘導し、区画道路や公園等の都市基盤の整備を図り、周辺環境と調和した良好でゆとりある住環境の形成を図るものである。併せて、地域の日常生活に必要な施設の立地を誘導し、日常利便を確保する。</p>				
	土地利用の方針	<p>周辺にある、既存集落や農地と調和の取れた良好な新規住宅地を形成するため、区画道路と公園等の都市基盤の整備を図りつつ、建築物等の規制を行い、ゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図る。</p> <p>また、地区住民の日常利便を確保するため、地域サービス施設などの建築物等を規制し、周辺環境に配慮した合理的な土地利用を図る。</p>				
	地区施設の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区中央部には、幅員 9.5m の道路を確保する。 2. 地区南側には南北を縦断する幅員 9.0m の道路を配置し、これと一体的な道路網を形成するために幅員 6.0m の区画道路を配置する。 3. 地区内には、調整池を 2 箇所配置する。 4. 地区内には、公園を 1 箇所配置する。 				
	建築物等の整備方針	<p>地区南側では、良好でゆとりと落ち着きのある住環境形成のために一戸建て住宅を基本とする。また、地区北側では、地域住民の日常利便を確保するために地域サービス施設を基本とする。なお、国道 365 号沿いについては、休憩所及び給油所等に限定する。</p> <p>併せて、建築物の容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限等を設けることにより周辺地域への配慮及び良好な景観形成を図る。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	【道路】				
		種別	名称	幅員	延長	備考
		道路	区画道路①	9.5m	約 154m	(整備主体は開発者)
			区画道路②	9.0m	約 201m	(整備主体は開発者)
			区画道路③	6.0m	約 774m	(整備主体は開発者)
		【公園】				
		種別	名称	面積	備考	
		公園	公園	約 925 m ²	(整備主体は開発者)	
		【公共空地】				
		種別	名称	面積	備考	
公共空地	調整池①	約 1,760 m ²	(整備主体は開発者)			
公共空地	調整池②	約 1,507 m ²	(整備主体は開発者)			

建築物等の用途の制限	A地区 (約 3.4ha)		B地区 (約 3.3ha)	
	上記地区においては、以下の建築物以外の建築物を建築してはならない。		上記地区においては、以下の建築物以外の建築物を建築してはならない。	
	①一戸建ての住宅 ②診療所 ③一定区域の住民の集会等に利用する集会所及びごみ集積所 ④建築基準法施行令第 130 条の 4 の規定による公益上必要な建築物 ⑤前各号に付属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 に定めるものを除く）		①店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、建築基準法施行令第 130 条の 5 の 3 で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² 以内のもの。ただし、都市計画法第 34 条第 9 号に該当する休憩所及び給油所等については、国道 365 号沿いに限る。 ②原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの（建築基準法別表第 2 の（と）項第三号に掲げるものは除く） ③診療所 ④建築基準法施行令第 130 条の 4 の規定による公益上必要な建築物 ⑤前各号に付属するもの	
	建築物の容積率の最高限度	100%		
	建築物の建蔽率の最高限度	60%		
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²		
	建築物等の高さの最高限度	1. 建築物の高さは 10m 以下かつ 2 階以下とすること。 2. 建築物の高さは、当該部分から隣地境界線上までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5m を加えたもの以下とすること。（緩和については、建築基準法施行令第 135 条の 4 を準用する。）	1. 建築物の高さは 10m 以下とすること。	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線まで距離は 1.0m 以上とすること。ただし、これに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下であるもの。 2. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m² 以内であるもの。 		
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱は彩度を抑え、刺激的な装飾を避け、落ち着きのあるものとする。なお、色彩の彩度は四日市市景観計画に定める「色彩に関する基準」に合致するものでなければならない。</p>		
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して設ける垣及び柵は生垣もしくはフェンス、鉄柵等の透視性のあるものとし、ブロック壁等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎のブロック等で高さ 0.4m 以下のもの、門柱及び門扉で左右の袖の同一線への水平投影長さの合計 2.5m 以下のもの、道路境界線より 3m 以上後退した位置に設けるもの又は勝手口の目隠し等で最小限のものはこの限りではない。</p>		
備考 表中「建築基準法別表第 2」とあるのは、「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 26 号）により改正された建築基準法別表第 2 をいう。				

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

計画図



番号	1
名称	上海老地区地区計画
面積	約6.7ha
備考	

凡例		
決定の地区		地区計画区域
		A地区
		B地区
地区施設		区画道路①W=9.5m
		区画道路②W=9.0m
		区画道路③W=6.0m
		公園
		公共空地(調整池①②)